

【15：30開会】

司 会 皆様こんにちは。ご多忙のところお集まりいただき、ありがとうございます。それでは、平成30年度使用教科用図書（小学校用）採択に係る第1回選定委員会を始めさせていただきます。

【資料説明】

それでは、会に先立ちまして教育委員会を代表いたしまして学校教育部長よりご挨拶申し上げます。

学校教育部長 【挨拶】

司 会 【委員紹介】

司 会 それでは委員長ならびに副委員長を選出していきたいと思いますが、校長会及び小学校教育研究会からどなたか委員長及び副委員長をしていただけたらと思うのですが、いかがでしょうか。

今 枝 委 員 では、はい。委員長をさせていただきたいと思います。

司 会 ただいま、今枝様から立候補がございましたが、委員長をお願いしてよろしいでしょうか。

各 委 員 異議なし。

司 会 では、委員長は今枝様をお願いします。次に副委員長をどなたかお願いできませんでしょうか。

桂 樹 委 員 はい。副委員長をさせていただきます。

司 会 副委員長は桂樹様より立候補いただきましたので、お願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

各 委 員 異議なし。

司 会 それでは、副委員長は桂樹様をお願いします。早速ですが、委員長今枝様よりご挨拶いただけますでしょうか。お願いいたします。

委 員 長 【挨拶】

司 会 ありがとうございます。それでは、次第の5番に移ります。教育委員会より選定

委員会へ諮問ということで、諮問の内容を読み上げた後、委員長へ手交をいたしますので、学校教育部長、よろしくお願いいたします。

学校教育部長

【諮問書読上げ】

【委員長に手交】

司 会 ありがとうございます。それでは委員長に議長をお預けしたいと思いますので、委員長、よろしくお願いいたします。

委 員 長 それでは、議事を続けて進行させていただこうと思います。よろしくお願いいたします。

諮問を読み上げていただいたのですが、何か質問等はございませんか。

それでは、次第に従って議事を進めたいと思います。

選定委員会規則第5条「委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる」とございますので、これに基づき私が議長を務めさせていただきたいと思っております。それでは次第（6）設定委員会規則の説明について事務局にお願いしたいと思います。

事 務 局 それでは、私の方から、次第の（6）にかかわりまして、説明をさせていただきます。

まず、吹田市の選定委員会の規則について説明いたします。

吹田市は、従来より、大阪府の中で1市1採択地区として吹田市単独で教科書の採択を行っており、資料3にあります「吹田市義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則」に基づき、選定委員会の規程を定めております。

内容を簡単にまとめさせていただきますと、選定委員会の中心的な役割は、第2条にあります吹田市教育委員会の諮問により、教科書の選定について調査審議し、教育委員会に答申をいただくこととなります。

そのために、第3条第2項で示しておりますように、吹田市立小学校の校長・教頭代表、PTA代表、市の職員から皆様を選定委員として教育委員会が委嘱・任命しております。任期については、第3項により本日より答申までを委嘱期間としております。委嘱状では8月31日までとなっておりますが、事務手続き上の日程ですので、ご了承ください。

また、第6条にありますように意見の聴取等として、各教科種目に調査員を置き、専門的な調査研究を行うことにしております。

選定委員会は、本日ははじめとして合計4回開催いたしますが、教科書の採択事務は、後ほど説明いたしますように教科書展示会や教育委員会の開催など、継続して行われます。したがって、本日から教育委員会へ答申するまでの期間は、公正を確保する意味で、委員の名前が外部に一人歩きすることがないように、また、業者との接触などについては十分に配慮いただきますようお願いいたします。

なお、資料8にございますように、各教科書発行者に向けて「教科書採択の公正確保について」文部科学省より通知しておりますが、万が一、業者による学校や個人への教科書の献本や寄贈、自宅訪問、教科書以外の関連資料の配布など業者による不正な行為がありましたら、教育委員会事務局まで速やかにご連絡いただきます

ようお願いいたします。

以上で（6）の説明について終わらせていただきます。

委員長 ありがとうございます。何か、ご質問等ございますでしょうか。

各委員 なし。

委員長 では、続いて（7）の本年度教科書選定についての説明をお願いいたします。

事務局 次に、今回の諮問に基づく教科書選定の内容について簡単に説明させていただきます。

資料2-2についてですが、これは、大阪府教育庁より通知された採択事務についての基本事項です。1（1）、2（2）が特に関連するところになるかと思えます。先ほどの諮問にもございましたように本年度は、平成30年度に使用する小学校の教科書を調査研究し、意見を具申いただくものであります。

また、特に昨今の社会状況の中で、教科書採択にかかわっては、「より高度で専門的な教科書研究」「適正公正な採択の推進」「開かれた採択の推進」という点が重視されております。公私ともお忙しい中とは思いますが、それぞれの専門性やお立場から調査研究を進めていただき、ご意見をいただければと考えております。

次に、今後の教科書選定の仕組み並びに日程について説明させていただきます。資料4-1は採択の仕組みならびに大阪府の教科書採択フロー図です。資料4-2採択事務日程表をご覧ください。

吹田市の教科書選定・採択にかかわる会議・活動は大きく4つに分けることができます。「選定委員会」「調査員による調査活動」「意見交流会」「教育委員会」です。

まず「選定委員会」についてですが、本日第1回は、教育委員会からの諮問、採択の概要説明、第2回は教科書についての各調査員からの報告、第3回は調査員からの報告を受けての協議、第4回は選定委員会より答申をいただくという流れになっております。

「調査員による調査活動」は、3名の調査員及び指導主事1名をアドバイザーとして委嘱し、行っております。調査員は、校長又は教頭から1名、首席・指導教諭・教諭のいずれかから2名を委嘱させていただきました。調査員は、より専門的な調査研究を行い、各教科書の調査研究の結果を第2回選定委員会にて報告することとなっております。

「意見交流会」は、各学校における教科書の研究意見を持ち寄り、意見を交流しあい、その内容を調査員の調査活動の参考にするための交流会でございます。

「教育委員会」は、選定委員会の答申を受けて、教育委員会を開催し、最終的に教科書の内容を検討し採択する場であり、公開で開催されます。

日程は4-2のように予定しておりますが、第2回目以降の選定委員会については、後ほど調整させていただきます。また、その都度案内を送付させていただきますので、出席のほどよろしくをお願いいたします。

最後に選定委員の皆様が調査研究に活用いただく教科書の展示について説明いたします。

教科書の展示につきましては、（資料6）吹田市教育センター管理運営要領に基づき、資料5のように行う予定でございます。男女共同参画センター内に設置され

【平成30年度使用教科用図書（小学校）採択に係る 第1回選定委員会】

る教科書センターをはじめ、山田駅前図書館、6つの小学校を拠点校として、保護者や市民の方も閲覧頂けるようにしております。選定委員の皆様への全種目の教科書配布はございませんので、最寄りの展示会を調査研究のため積極的にご活用いただきたいと考えております。

最後に教科書に関わる関係法令について、この度改正された点をご説明いたします。資料9-2をご覧ください。

平成28年6月に「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則」が一部改正されました。今回の改正は、教科書採択に関し、教科書発行者その他の教科書採択に直接の利害関係を有する者の不公正な行為があったと認められる場合に、同一の教科書を採択しなければならない期間の途中であっても、採択権者の判断により、採択している教科書とは異なる教科書を採択する、いわゆる採択替えを行うことができるようになったというものです。

以上で、平成30年度使用教科用図書（小学校用）の採択事務についての説明を終わります。多くのことがらについて短時間で説明いたしましたので、不十分な点があるかと思えます。ご質問、ご意見等ございましたらよろしく願います。

委員長 ありがとうございます。中身も膨大だったので、ちょっと目を通していただきながら、もしご質問等があるようでしたら出していただいたらよいかと思えます。

A 委員 教科書センター等に教科書を見に行く時、公正を期するために、選定委員だということを秘密にしたうえで見に行くということになりますね。ただの市民だということ。

B 委員 そういうことなんですね。

委員長 お近くの場合はいいのですが、PTAの方には少し離れた所に見に行っていたかなければならないかと思えますが。

副委員長 スケジュールに関わってよろしいですか。選定委員の我々が、選定委員会以外の会議等で集まらなければならないことはありますか。

事務局 選定委員の皆様は、4回の選定委員会以外にお集まりいただくことはございません。

A 委員 資料4-1で、選定委員会から教育委員会へ答申という矢印があります。また資料4-2の7月27日で調査内容報告・答申とありますが、これは具体的に誰がすることになりますか。

事務局 選定委員の皆様からいただいた答申を、指導主事の方でお伝えするという形になります。

A 委員 ということは、選定委員のメンバーは、第4回の選定委員会で答申をお渡ししたらその時点で終わりということですね。

- 事務局 そのとおりです。
- C 委員 一般の教員が見本本を見に行く時は、出張扱いとなるのでしょうか。
- 事務局 出張は各校長先生の判断になります。閲覧場所があまり遠くならないように、吹田市内でバランスを考えて展示場所を考えました。
- A 委員 因みに、過去の教科書採択に関わって、校長が出張として認めてきた経緯はありますか。
- B 委員 閲覧に行く場合、図書館の場合は問題ないのですが、自分の子どもが通っていない学校へ行く時はどうすればいいのですか。
- 委員長 展示場所となっている学校については、警備員も含めてその学校の職員が、自分の学校が展示場所だということが分かっているので、名札を付けていけば大丈夫だと思います。
- 事務局 市報すいたにも教科書展示について場所も含めて掲載します。併せて、展示する学校にも対応については伝えておきます。名札については、あった方がいいと思いますので、よろしく願いいたします。
- 副委員長 閲覧者は閲覧名簿に名前を記入するとありますが、この名簿は誰が準備するのですか。
- 事務局 教育委員会事務局の方で、意見箱・意見書・名簿を準備して、当該の学校の方へお持ちしますので、よろしく願いいたします。
- A 委員 過去の教科書では、学年ごとに分かれていたり、低中高と分かれていたりするのですが、資料7の8社の教科書はどんな形になっているのですか。
- 事務局 学年ごとの教科書になっています。
- D 委員 どのような観点で教科書を見ればいいのでしょうか。その基準については、今、いただくことはできるのでしょうか。
- 事務局 第2回選定委員会で、調査員からの報告を受けることになるのですが、その時にその観点を含めてお伝えすることになります。
- 副委員長 保護者代表で来られているということから、わが子がこんな教科書で勉強できたら嬉しいなといった観点で見られるといいのではないかと思います。保護者の代表の方がここに来られているというのは、そういう意味だと思います。
- B 委員 観点について、点数をつけるという形で答申するのですか。

【平成30年度使用教科用図書（小学校）採択に係る 第1回選定委員会】

事務局 点数をつけるということではなく、それぞれの発行者の特徴を記述しながら、その中身を示していくということになります。

B委員 それはそれぞれの選定委員が出すことになるのでしょうか。

事務局 2回目の選定委員会から具体的な話になりますが、専門性を持った調査員から報告を受けて、それを選定委員会で深めて、選定していくことになります。資料として準備いたしますし、府からの資料もありますので、それとも比べながら進めていきます。

委員長 ありがとうございます。それでは、（8）の質疑応答まで行ってしまったかと思いますが、次第（9）のその他で事務連絡等ありますでしょうか。

事務局 スケジュールの確定をさせていただくことと、A委員からありましたように、選定委員ということをお外できないことを確認させていただければと思います。

スケジュールについては、まず確定しているのは、7月27日の教育委員会で採択されるということです。それ以前の選定委員会の会議の日程については、変更可能ということです。

委員長 選定委員会の日程ですが、第2回の6月26日はどうですか。

全委員 大丈夫です。

委員長 選定委員会の日程ですが、第3回の7月3日はどうですか。

全委員 大丈夫です。

委員長 選定委員会の日程ですが、第4回の7月7日はどうですか。

全委員 大丈夫です。

委員長 皆さん大丈夫だということなので、体に気を付けてやっていきたいと思います。この予定で選定委員会、第4回までよろしく願いいたします。

事務局 **【事務連絡】**

委員長 以上で、議事すべてが終了しましたので、教育委員会事務局の方へ進行をお渡しいたします。

事務局 ありがとうございます。以上をもちまして、第1回選定委員会を終了します。

【16：30閉会】